

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行

2012年12月10日現在

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金 (通称: 大口定期預金)
2. ご利用いただける方	・限定しておりません。
3. 期間	・定型方式 1か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年 定型方式の場合は、お預け入れ時の申し出により自動継続 (元金継続または元利金継続) がお取り扱いいただけます。 ・満期日指定方式 1か月超5年未満
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括でお預け入れいただきます。 ・1,000万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻しいたします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・店頭表示の利率をもとに満期日までの適用金利を決定いたします。 ・お預け入れ期間2年未満のものは、満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・お預け入れ期間2年以上のものは、預入規定に定めた中間利払日以降および満期日以降に分割してお支払いいたします。(別途中途解約利率参照) ・付利単位を1円とし、1年を365日とした日割で計算いたします。
7. 課税	・個人のお客さまは利息の20% (国税15%、地方税5%) が源泉分離課税されます。 ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の源泉分離課税となります。 ・障害者などの少額預金利子の非課税制度の対象となるお客さまは、マル優の対象となります。 ・法人のお客さまは総合課税されます。(非課税法人の場合は非課税)
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約時の取り扱い	・満期日前の解約をご希望の場合は、預金規定にもとづき、お預け入れ期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払戻しいたします。
11. その他参考となる事項	・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・中間利払日にお支払いする利息は預金規定に定めた利率により計算いたします。 ・預金保険制度の対象となります。 (1預金者につき決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息などが保護されます) ・金利については、窓口へご照会ください。
12. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

[自由金利型定期預金（大口定期）]

1. 中途解約利率

お預け入れ期間に応じて次の利率を適用いたします。

お預け入れ期間	中途解約利率
6か月未満	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	預入日の6か月ものの約定利率×70%
1年以上2年未満	預入日の1年ものの約定利率×70%
2年以上3年未満	預入日の2年ものの約定利率×70%
3年以上4年未満	預入日の3年ものの約定利率×70%
4年以上5年未満	預入日の4年ものの約定利率×70% (注) 小数点第4位以下を切り捨てる。

2. 中間払利息

お預け入れ期間が2年以上のものについては、中間払日にお預け入れ日時点の約定利率に70%を乗じた利率で計算した1年分の利息を中間払利息としてお支払いいたします。

期間	中間利払日	受取方法
2年以上3年未満	預入日の1年後の応答日（以降）	・大口定期 現金または口座振替
3年以上4年未満	預入日の1年後・2年後の応答日（以降）	
4年	預入日の1年毎の応答日（以降）	・リレー大口定期 口座振替
4年以上5年未満	預入日の1年後・2年後・3年後の応答日（以降）	
5年	預入日の1年毎の応答日（以降）	

(注) お預け入れ期間2年以上の定期預金を中間払利息支払い後に中途解約して、中間払利息の金額が中途解約利息を上回る場合は、差額を元金から差し引いて清算いたします。

以 上